

令和7年10月

第10回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年10月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

2番	飯泉 厚彦	3番	横田 晋吾
4番	飯島 秀幸	5番	飯岡 宏記
6番	石田 真也	8番	関口 和美
9番	岡田 実	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
20番	飯島 孝一	21番	遠藤 道夫
22番	飯野 和男	24番	蛭原 昇

欠席委員

1番	關 元章	7番	中島 信夫
10番	雨貝 洋子		

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	係 長	西村 孝之
農業行政課	主 事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 5 号	現況証明の発行可否について
	議案第 6 号	買受適格証明の発行可否について
	議案第 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 8 号	農業経営基盤強化促進法第19条第 6 項の規定による地域計画変更案に対する意見について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	農地法第18条第 6 項の規定による通知について
	報告第 5 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について
	報告第 6 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について

【午後 1 時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和 7 年第10回の総会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、飯野会長より御挨拶いただきたいと思います。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。御苦勞様でございます。

本日は、令和 7 年第10回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ここ数日は、大分気温も涼しくなっておりますが、まだ暑かったり寒かったりと寒暖差がある日が続いております。委員の皆様方におかれましても、体調管理には十分に気をつけてお仕事に励んでいただければと思います。

本日は御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、農業委員会会議規則第 6 条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第10回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席1番の關委員、議席7番の中島委員、議席10番の雨貝委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は20名で、定足数に達していることから、令和7年第10回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席13番大野博司委員、議席14番石島 繁委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局苅谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号3番、21番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号2番、14番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号3番、21番を除き、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可

についての提出番号3番、21番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る10月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番、2番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る10月6日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号4番については、水稻・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号5番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号8番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号9番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号10番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、水稻・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号12番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号13番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号14番、15番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

市が実施する農業再生チャレンジ事業用地として借り受け、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号16番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号14番、15番については、農地法施行令第2条第1項の不許可の例外に該当するため、提出番号4番から13番、16番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る10月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号17番については、農業開始のため申請されたものですが、申請地を農地に復元するよう指導するため、継続審議といたしました。

提出番号18番については、申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号19番については、申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号20番については、申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号17番については継続審議。提出番号18番から20番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る10月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号22番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号22番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る10月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号23番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号24番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には水稻及び果樹を作付けする予定です。

提出番号25番については、水稻を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号23番から25番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る10月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号26番については、申請者は水稻・芝・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号27番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号26番、27番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一

層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号17番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号17番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、提出番号17番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号17番については、蛸原委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号17番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号1番、2番、4番から16番、18番から20番、22番から27番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第1号の提出番号1番、2番、4番から16番、18番から20番、22番から27番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番、2番、4番から16番、18番から20番、22番から27番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定に

よる許可についての提出番号1番、2番、4番から16番、18番から20番、22番から27番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、飯泉委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る10月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番について、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で兼業農家を営む個人です。新たに貸駐車場を営むべく、需要が見込まれる申請地を貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をコンクリート柵板で囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理をした上で、普通自動車20台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番について、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思います。それぞれ議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号22番から24番と関連する一体の申請であることから、議案第3号については、議案第4号の審議と併せて議題をすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第4号の審議と併せて議題といたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号3番、21番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第4号、議案第1号、議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る10月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番と議案第1号の提出番号3番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の申請であることから、一括して説明させていただきます。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地となります。

申請者は、市内で太陽光発電事業を営む個人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号3番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第4号の提出番号2番については、発電施設の支柱部分に対して農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から10年間で、330Wパネル160枚を設置済みです。下部農地については、認定農業者が引き続き、小松菜とホウレンソウを輪作する計画になっております。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については、自己資金で賄う予定です。

提出番号3番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建築土木業を営む法人です。事業の拡大に伴い、既存資材置場が手狭となってきたことから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものとなります。

許可後の利用方法は、全面を砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理をした上で、碎石、砂等の建築資材を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、議案第1号の提出番号3番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われます。議案第4号の提出番号1番から3番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る10月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、農機具修理業を営んでいる法人ですが、申請に必要な添付書類が整わないことから、申請代理人を通して取下げ意向の連絡を受けたため、継続審議といたしました。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、官舎住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地を見つけたことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、595Wパネルを136枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で保育園を経営している法人です。現在、既存施設が手狭で、保育環境の向上を図るべく、新たに申請地を借り受け、保育園用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、園舎1棟と従業員兼保護者用駐車場25台分、園庭を整備する計画で、資金については自己資金と融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、公共工事を請負い、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として利用すべく申請されたもので、令和7年10月14日から令和8年4月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面鉄板敷きとし、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、発生土、碎石、バックホウを置き、仮設事務所も設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む個人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、共同住宅2棟を建築する計画で、資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置く不動産業を営む法人と県外に本店を置く不動産業を営む法人です。今般、申請地の周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅2棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、住宅購入の需要が見込まれることから、申請地を取得し、建設条件付売買予定地として申請するものです。

全体計画面積は6,689.05㎡で、内訳は、農地2筆3,646㎡と宅地1筆601.05㎡、山林1筆2,433㎡です。

許可後の利用方法は、ごみ集積所、道路、公園、住宅用地を15区画整備し、建築条件付売買予定地11区画と山林、宅地からなる農地法の関わりがない住宅用地4区画とする計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号4番については継続審議。提出番号5番から12番については、一般基準に適合の上、第1種農地、第2種農地の例外許可規定並びに第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る10月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、高速道路事業を営む法人です。圏央道の4車線化事業に伴い、現場付近に工事用道路を設置することが必要になったことから申請するもので、令和7年11月1日から3年間の一時転用です。

許可後の利用方法は、土木シートを敷いた上に碎石を敷き、路面をアスファルト舗装し、雨水は仮排水を設置し、敷地内浸透処理とした上で、仮設道路を敷設する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号14番と議案第1号の提出番号21番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号21番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第4号の提出番号14番については、発電施設の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をするもので、期間は許可日から3年間で、375Wパネル180枚を設置済みです。

下部農地については、土地所有者が引き続き耕作し、パネルの直下部分においては、今までとおりサカキを、それ以外は、今回の申請から新たにキクイモを栽培する計画となっております。

また、新たな営農型太陽光発電に関する通知に基づいた添付書類も提出されており、営農型発電施設の直下のみでなく、発電施設の属する筆全体に作物を作付けする計画である図面も添付されております。撤去費用については、自己資金で賄う予定です。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をすべく、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、県外に本店を置く不動産業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅2棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号21番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われます。議案第4号の提出番号13番から16番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る10月6日に行いました現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることとなったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む会社が発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、620Wパネルを172枚設置する計画で、資金については自己資金で賄います。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来を考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の持ち家に住んでおりますが、経年による老朽化もしていることから、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資

金については自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号17番から19番については、一般基準を満たしており、第2種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る10月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の近隣で土木建設業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として利用すべく申請されたものです。

許可後の利用方法は、通路部分は鉄板敷き、雨水は素掘りの側溝を敷設した上で、敷地内浸透処理とし、砕石4,700㎡を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号21番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業地を見つけたことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、595Wパネルを156枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号20番、21番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る10月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第3号の提出番号1番と議案第4号の提出番号22番については、一体の事業であることから、一括して御説明いたします。

議案第3号の提出番号1番については、令和5年9月13日付け、つくば農委指令第35号をもって、建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第3号の提出番号2番と議案第4号の提出番号23番については、一体の事業であることから、一括して御説明いたします。

議案第3号の提出番号2番については、令和5年3月14日付け、つくば農委指令第13号をもって、建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第3号の提出番号3番と議案第4号の提出番号24番については、一体の事業であることから、一括して御説明いたします。

議案第3号の提出番号3番については、令和5年3月14日付け、つくば農委指令第13号をもって、建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第3号の提出番号1番から3番については、承認しても差し支えないと思われます。

議案第4号の提出番号22番から26番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号、議案第1号の提出番号3番、21番及び議案第3号の説明及び報告が終わりました。

議案第4号の提出番号4番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第4号の提出番号4番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第4号の提出番号4番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号の提出番号4番については、飯泉委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号4番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第4号の提出番号1番から3番、5番から26番、議案第1号の提出番号3番、21番及び議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

筑波地区の白石です。議案書9ページ、提出番号2番の営農型太陽光発電施設の案件について伺います。こちらは、一時転用期間が10年間となっておりますが、これまでの営農事業者さんの出荷状況等について教えてください。

議 長（飯野 和男）

事務局から説明をお願いします。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局よりお答えいたします。

営農事業者は、同じ手子生で耕作している農地所有の確法人です。本年5月にも手子生地区で営農型太陽光発電施設の許可更新申請が提出され、同法人によって、ほうれん草と小松菜の輪作による営農計画書が提出され、現在まで計画に沿った肥培管理が適切に行わ

れているところでございます。

また、同法人につきましては、有機農業に力を入れており、地元農業委員とともに環境にやさしい農業の先駆者として、県内各所において講演会の講師をなさっておられる方で、若手農業者の指導にも尽力されている方でございます。

白石 悟委員

御丁寧な説明ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

大穂地区の石島です。議案書15ページ、提出番号14番の営農型太陽光発電施設の案件についてお伺いいたします。先程、農業委員さんの説明の中で、キクイモを栽培するとの説明がございましたが、キクイモの背丈は、成長すると約3mになってしまいます。パネル下で栽培するにあたり、心配だったので発言させていただきました。キクイモは、生育が早く、茎も強いので、施設を損傷させてしまう可能性があると思われますので、事業者さんに作物の特性を伝えてあげたほうがいいかもしれませんという助言です。

議長（飯野 和男）

事務局から説明をお願いします。

事務局（飯泉課長補佐）

御助言ありがとうございます。只今、石島委員さんからいただきましたご意見を事業者さんにお伝えし、下部農地を含めた農地全体での営農に支障の出ないように事務局より助言したいと思います。

石島 繁委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほか御質問等ありましたらお願いします。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第4号の提出番号1番から3番、5番から26番、議案第1号の提出番号3番、21番及び議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号の提出番号1番から3番、5番から26番、議案第1号の提出番号3番、21番及び議案第3号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から3番、5番から26番、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号3番、21番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、許可及び承認することに決定いたします。

なお、提出番号10番、12番、13番、20番につきましては、転用する面積が30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る10月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いいたします。

飯泉厚彦委員

去る10月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、20年以上前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る10月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、20年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、20年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番、4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る10月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、20年以上前より資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号6番については、20年以上前より通路として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号7番については、20年以上前より資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番から7番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る10月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、20年以上前より資材置場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号9番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号8番、9番については、非農地証明の範囲内と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 買受適格証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第 6 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、豊里地区において調査を実施しておりますので、對崎委員より調査結果の報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

去る10月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、野菜を作付けしている農家で、公売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。

提出番号 2 番については、野菜を作付けしている農地所有適格法人で、公売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 6 号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第 6 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 6 号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 6 号 買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書23ページになります。

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 7 年 9 月19日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号 1 番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号99番までのとおりとなり、豊里地区37件、谷田部地区30件、茎崎地区 3 件、大穂地区22件、筑波地区 6 件、桜地区 1 件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上です。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号 8 番から20番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号 1 番から 7 番、21番から99番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて整理番号 1 番から 7 番、21番から99番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号 1 番から 7 番、21番から99番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号 1 番から 7 番、21番から99番は、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号 8 番から20番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律

第31条の規定により、遠藤委員、大野委員の退席を求めます。

(遠藤道夫委員、大野博司委員 退席)

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号 8 番から20番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号 8 番から20番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号 8 番から20番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号 8 番から20番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

遠藤委員、大野委員の復席を求めます。

(遠藤道夫委員、大野博司委員 復席)

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第19条第 6 項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第19条第 6 項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案書122ページになります。

令和 7 年 3 月に策定した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第 6 項の規定により、地域計画変更時にも、市町村は農業委員会へ意見を求めることとなっています。

令和7年8月受付分の地域計画の内容は、新たに担い手を追加するものと、自己用住宅地等として利用するための除外になります。

該当変更区域は五つの区域で、第5区は計画への位置づけが1筆、第7区は計画への除外が1筆、第8区は計画への除外が1筆、第14区は計画への位置づけが19筆、第20区は計画への除外が2筆、計24筆の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考える
と回答することによってよろしいでしょうか。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第8号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農業経営基盤強化促進法
第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定
いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書123ページから
136ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第6号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第10回総会を閉会いたします。

【午後 3 時00分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員